

第 5914 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 3月13日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 家屋が災害により居住できなくなった場合

**Q**：昨年、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋(自宅)が災害で住めなくなりました。この場合、昨年の住宅借入金等特別控除の適用は受けられますか？

**A**：受けることができます。

### 【解説】

住宅借入金等特別控除の適用を受ける要件として、この控除を受ける年の12月31日まで引き続き居住していることが必要とされていますが、平成28年1月1日以後に、自宅が災害により居住の用に供することができなくなった場合において、居住年以後10年間(居住日が平成13年1月1日から同年6月30日までの期間内である場合には15年間)の各年のうち、その居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年(一定の場合に該当する年以後の各年を除きます)は、居住日以後その年の12月31日まで引き続き居住の用に供している年とみなして、平成29年分以後の所得税について、この規定の適用を受けることができます。

したがって、自宅が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年以後の各年は、それぞれの年の12月31日まで引き続き居住の用に供しているとみなされますので、その各年において、その自宅に係る住宅借入金等の金額を有するときは、平成29年分以後の所得税について住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

